

南阿蘇村ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、南阿蘇村がインターネット上に公開しているホームページ（以下「村ホームページ」という。）への広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 村ホームページに掲載する広告は、バナー広告（ホームページ上に表示される帯状の広告をいう。以下同じ。）とし、その範囲は、南阿蘇村広告掲載要綱（平成24年南阿蘇村告示第45号。以下「掲載要綱」という。）第3条の規定によるものとする。

2 前項の規定は、バナー広告からのリンク先として広告主が指定したホームページ（以下「広告主のホームページ」という。）及び広告主のホームページの中でリンクを張っているものの内容についても適用するものとする。

(広告の掲載位置等)

第3条 広告の掲載場所は、村ホームページのトップページとし、掲載位置は村長が指定するものとする。

2 村長は、掲載場所を追加して設ける必要があると判断した場合は、新たに掲載場所を設置することができる。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦50ピクセル×横160ピクセル
- (2) 容量 20キロバイト以内
- (3) データ形式 GIF形式又はJPEG形式で静止画

(広告の掲載料金)

第5条 広告掲載料は、類似広告の市場価格等を勘案し、村長が決定する。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、月の初日から末日までの1箇月を単位とし、掲載期間は12箇月を限度とする。ただし、村長が認める場合はこの限りではない。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告の掲載をしようとする者（以下「申込者」という。）は、南阿蘇村ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）に広告の原稿を添えて申し込むものとする。ただし、村税等の滞納がある場合は、申込者となることはできない。

2 前項ただし書の状況把握を行う目的から村長が必要とする場合において、申込者は、村税等の納付状況調査同意書（様式第2号）を提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第8条 村長は、前条の規定による申込みを受けたときは、掲載要綱第6条に規定する広告審査委員会の審査を経て当該広告の掲載の可否を決定し、申込者に対し、その決定の内容を南阿蘇村ホームページ広告掲載審査結果通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 前条に規定する申込みが掲載枠数を超えた場合で、かつ掲載要綱第4条による広告掲載の順位が同等であると判断したときは、掲載期間の長い広告から順に決定するものとする。ただし、同一条件で掲載枠を超えるときは、抽選により決定するものとする。

(掲載料金の納付)

第9条 前条に規定する広告の掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、村長の指定する期日までに、掲載料金を掲載期間に応じ、一括して納付しなければならない。

（広告主の責任）

第10条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負わなければならない。

2 広告主は、第三者の権利の利害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

4 広告主は、第8条の規定により決定を受けた村ホームページへの広告掲載の権利を譲渡してはならない。

（広告主の届出義務）

第11条 広告主は、次の各号のいずれかに該当するときは、南阿蘇村ホームページ広告申込内容変更届出（様式第4号）により、速やかに村長に届出なければならない。

（1） 広告の掲載を取り下げるとき。

（2） 広告の内容を差し替えるとき。

（3） リンク先ホームページのアドレスを変更するとき。

（4） リンク先ホームページに障害が発生したとき。

（5） 前各号に規定するもののほか、南阿蘇村ホームページ広告掲載申込書の記載内容に変更があったとき。

（掲載決定の取消し）

第12条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

（1） 広告の内容が第2条の規定に反するものであると判断したとき。

（2） 広告主が第9条の規定による掲載料金を納付しないとき。

（3） 広告主から広告掲載の取下げの届出があったとき。

（4） 広告主のホームページが事前の連絡もなく閉鎖されたとき。

（5） 前各号に掲げるもののほか、広告の掲載の決定を取り消す必要があると認めるとき。

2 村長は、前項の規定により広告の掲載の決定を取り消したときは、南阿蘇村ホームページ広告掲載取消通知書（様式第5号）により広告主に通知するものとする。

（掲載料金の還付）

第13条 既納の掲載料金は、還付しない。ただし、前条第1項第5号の規定による広告の掲載の決定を取り消したとき（その事由が広告主の責めに帰すべき事由によらないときに限る。）は、既納の掲載料金の額のうち村長が広告の掲載の決定を取り消した日の翌月から掲載期間の末日までの期間（その期間に1箇月未満の端数があるときは、これを1箇月とする。）に係る掲載料金に相当する額を還付する。

2 前項ただし書の規定による掲載料金の返還を受けようとする広告主は、南阿蘇村ホームページ広告掲載料金還付請求書（様式第6号）により村長に請求するものとする。

（免責事項）

第14条 広告主は、次に掲げる事由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、広告の掲載停止により掲載料金の返還、損害の賠償等を村に請求しないものとする。

(1) サーバー、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等のための停止

(2) 火災、地震、水害、落雷等の天災、第三者によるサーバー等への不正アクセス等に起因する事故及び障害による停止

2 村は、広告主が広告掲載に関して損害を生じた場合については、これを賠償する責任を負わないものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

南阿蘇村ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

南阿蘇村長 様

申込者 所在地

名 称

代表者職氏 名

㊟

電話番号

南阿蘇村ホームページへの広告の掲載について、次のとおり申し込みます。

掲載希望期間 (最長12箇月)	年 月から 年 月まで (箇月)	
リンク先URL		
広告の内容 (バナーを添付)		
業種		
連絡先	担当者所属・氏名	
	電話	
	FAX	
	Eメール	
備考		

※ 申込みにあたっては、南阿蘇村ホームページ広告掲載取扱要綱及び南阿蘇村ホームページ広告表現ガイドラインの内容を遵守します。

※ 掲載の申込みにあたり、次の事項を了承します。

- ① 申込みの受付後であっても、掲載枠の空きがなく掲載できない場合があります。
- ② 掲載可能枠以上の申込みがあった場合は、抽選を行います。
- ③ 審査結果は、南阿蘇村ホームページ広告掲載審査結果通知書（様式第3号）により通知します。
- ④ 審査結果通知書により不掲載の対象となった申込みについては、申込書としての効力を失いますので、掲載を希望する場合については、新たに申込みをして下さい。
- ⑤ 村内に事業所が存在しない企業等の場合、主たる事業所が存在する自治体の市町村税の納税証明書（納期限が到来している直近のもの）を添付して下さい。

様式第 2 号 (第 7 条関係)

村税等の納付状況調査同意書

年 月 日

南阿蘇村長 様

請求者 所在地

名 称

代表者職氏名

㊞

電話番号

南阿蘇村広告事業への申込みにあたり、私の村税等の納付状況を調査し、その納付状況を確認することについて同意します。

第 号
年 月 日

様

南阿蘇村長

印

南阿蘇村ホームページ広告掲載審査結果通知書

年 月 日付けで申込みのありました南阿蘇村ホームページへの広告の掲載について、審査結果を次のとおり通知します。

区分	<input type="checkbox"/> 掲載します <input type="checkbox"/> 掲載できません
掲載期間	年 月から 年 月まで (箇月)
リンク先URL	
広告掲載料金	円
広告掲載料金の納付期限	年 月 日までに同封の納入通知書により指定の場所で納付してください。
掲載できない理由	
その他	

(注) 広告の掲載に当たっては、南阿蘇村ホームページ広告掲載取扱要綱及び南阿蘇村ホームページ広告表現ガイドラインの内容を遵守してください。

様式第 4 号 (第 11 条関係)

南阿蘇村ホームページ広告申込内容変更届出

年 月 日

南阿蘇村長 様

申込者 所在地

名 称

代表者職氏 名

㊞

電話番号

南阿蘇村ホームページへの広告の掲載について、次のとおり変更がありましたので届け出ます。

変更内容	変更前	
	変更後	
変更年月日	年 月 日	
備考		

様式第 5 号 (第 12 条関係)

第 号
年 月 日

様

南阿蘇村長

㊟

南阿蘇村ホームページ広告掲載取消通知書

南阿蘇村ホームページへの広告掲載について、次のとおり取り消しましたので通知します。

取消年月日	年 月 日
理由	

様式第 6 号 (第 13 条関係)

南阿蘇村ホームページ広告掲載料金還付請求書

年 月 日

南阿蘇村長 様

請求者 所在地

名称

代表者職氏名

㊟

電話番号

南阿蘇村ホームページへの広告掲載について、次のとおり還付請求します。

還付請求期間	年 月 から 年 月まで (箇月)
請求金額	円
振込金融機関	銀行 金庫 農業協同組合 本店・支店
	預金種目 普通・当座
	支店番号 口座番号
	(フリガナ) 口座名義人